

令和7年度公募要領における前年度公募要領からの主な変更点

1. 制度に関すること

- (1) 公募要領冒頭「3. 研究提案を募集する分野・領域の概要」の表について、JICA 経費の記載方法を変更しました。(内容に変更はなし)(p.3)
- (2)「重点推進型」の対象地域・研究テーマ・背景を変更しました。(p.22-24)

今年度	<p>① <u>アフリカ地域において、食料の持続的かつ効率的な生産及び重要鉱物資源の我が国を含むサプライチェーンの強化への貢献が見込まれるもの。</u></p> <p>② <u>中南米地域において、環境保全及び気候変動対策(水問題の対処等)への貢献が見込まれるもの。</u></p>
前年度	<p>① <u>アフリカ地域において、脱炭素化に向けた資源・エネルギーの活用又は廃棄物分野の脱炭素・リサイクルの推進に資することが見込まれるもの。</u></p> <p>② <u>小島嶼国において、気候変動への適応又は防災・減災に資することが見込まれるもの。</u></p>

<条件設定の背景>

条件①について

- 令和7年の TICAD9の日本開催に向け、TICAD8のフォローアップが一層重要となっています。TICAD8で採択された「TICAD8チュニス宣言」では、農産物や肥料等の価格上昇及び気候変動による農業生産性の低下に対して、食料安全保障を確保していくため、輸入に代わって農業生産を増加するための支援にコミットする旨、また、天然資源の付加価値と加工への投資を促進するためアフリカ諸国と連携し、重要な鉱物に係る透明性の高い市場を構築する必要性を認識する旨言及しています。「TICAD8における日本の取組」の三本の柱の一つである経済協力には、食料生産性強化への技術支援、農業等の分野で DX を主流化し、データに基づく開発やデジタル・ソリューション利用を推進すること、そして脱炭素社会に重要な銅やレアメタル等の鉱物資源分野での協力が含まれています。
- 改定された開発協力大綱では、食料の安定供給・確保が開発途上国の持続的成長のみならず我が国にとっても重要である旨、そして経済社会の自律性・強靱性の強化として、特にサプライチェーンの強靱化・多様化や重要鉱物資源の持続可能な開発等について積極的に取り組んでいく旨明記されています。昨年9月に公表された「オファー

型協力」では、途上国の経済的強靱性と経済安全保障を強化し、質の高い成長を確保しつつ、我が国経済への裨益という成長の好循環を確保していくとの問題意識の下、経済強靱化を重点分野の一つに定めています。

条件②について

- 岸田総理大臣は令和6年5月のブラジル訪問中に、日本の総理大臣として 10 年ぶりに行った対中南米政策スピーチにおいて、本年はブラジルが G20 議長国、ペルーが APEC 議長国を務め、日・カリブ交流年であり、中南米地域が一層注目されること、また、国際社会の分断と対立が深まる中、世界を協調へ導くために日本と中南米の連携がかつてなく重要となっていることを強調しました。そして、今後 10 年間共に取り組むべき三つの方向性のうちの 하나가、環境、気候変動等の人類共通の課題を克服することである旨を明確に示しつつ、気候変動によると思われる影響の一例として、水不足によるパナマ運河の通航量減少や歴史的低水準のアマゾン川の水位に言及しています。
- 改定された開発協力大綱では、三点の重点政策のうちの一つとして、複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導を掲げており、特に取り組むべき課題として気候変動、環境等に重きを置いています。具体的には、我が国の開発協力をパリ協定の目標に整合させるとともに、開発途上国の気候変動への対応能力を向上させるため、緩和策(温室効果ガスの排出削減・吸収増進等)及び適応策(気候変動による被害の回避・軽減等)の双方に対する支援を推進する旨、海洋環境・森林・水資源の保護等の自然環境保全の取組を強化していく旨強調しています。

2. 研究領域について

(1)カーボンニュートラル領域および防災領域の研究領域名を変更しました。(p.21)

今年度	・カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に <u>資する</u> 研究 ・持続可能な社会を支える防災・減災に <u>資する</u> 研究
前年度	・カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に <u>関する</u> 研究 ・持続可能な社会を支える防災・減災に <u>関する</u> 研究

(2) 研究領域概要、研究課題の例を一部変更しました。

① 環境・エネルギー分野「地球規模の環境課題の解決に資する研究」領域

・研究領域概要を下記下線部のとおり変更しました。(p.24)

今年度	・これらの課題の解決には、自然科学と人文・社会科学の知を <u>融合させた総合知の構築によって</u> 、環境負荷が小さくかつ持続可能な経済・社会システムを構築し、人々への教育・啓発に取り組み、これらの科学研究や取組から得られた知見と経験を継続的に
-----	--

	発展させ、世界に向けて広く発信していくことが重要です。
前年度	・これらの課題の解決には、自然科学と人文・社会科学の知を総合的に融合して、環境負荷が小さくかつ持続可能な経済・社会システムを構築し、人々への教育・啓発に取り組み、これらの科学研究や取組から得られた知見と経験を継続的に発展させ、世界に向けて広く発信していくことが重要です。

② 環境・エネルギー分野「カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に資する研究」領域

・研究概要を下記下線部のとおり変更しました。(p.25,26)

今年度	・(温室効果ガスの排出を抑制する対策、再生可能エネルギー、省エネルギー、分散型エネルギーシステム、スマートソサイエティ、カーボンプライシングなど資源・エネルギーに関わる SDGs に貢献する研究)
前年度	・(温室効果ガスの排出を抑制する対策、再生可能エネルギー、省エネルギー、分散型社会、スマートソサイエティ、カーボンプライシングなど資源・エネルギーに関わる SDGs に貢献する研究)

今年度	・上記を踏まえて、令和7年度の募集対象とする主な研究課題の例を以下に示します。ただし、これら以外であっても上記の趣旨に合致する、 <u>カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に資する</u> 課題であれば募集対象となります。 ・提案においては、開発しようとする社会システム、エネルギーなどが既存のそれに比較して <u>カーボンニュートラルに寄与する可能性、エネルギー収支及び経済面での優位性を具体的に示し、研究成果の定量的な温室効果ガス削減効果について提案時に可能な範囲で説明してください。</u>
前年度	・上記を踏まえて、令和7年度の募集対象とする主な研究課題の例を以下に示します。ただし、これら以外であっても上記の趣旨に合致する課題であれば募集対象となります。提案においては、開発しようとする社会システム、エネルギーなどが既存のそれに比較して <u>低炭素化に寄与する可能性、エネルギー収支及び経済面での優位性を具体的に示してください。</u>

・研究課題の例を下記下線部のとおり追加・変更しました。(p.26)

今年度	・カーボンプライシング、エネルギーtransition等、グリーントランスフォーメーション(GX)に資する社会システムの導入検討及び試験実証 ・カーボンリサイクル・グリーン水素・ブルー水素・アンモニア・メタン等の生成・利用を促進する研究 ・デジタル技術を活用したスマートシティ、スマートコミュニティ、スマート農業、交通輸送
-----	---

	<p>網、次世代インフラ等、持続可能な資源循環型社会に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO₂ の分離・回収・貯留や有効活用 (CCUS)、及び BECCS、DAC、森林吸収、風化等のネガティブエミッションに関する研究 ・非 CO₂ 温室効果ガス (CH₄、N₂O、HFC 等) の排出削減に資する研究 ・持続可能な航空燃料 (SAF) 及び輸送機械用合成燃料、運輸セクター分野の温室効果ガス排出削減に資する研究 ・新素材の利用分野の拡大や、リサイクル材への転換等による、カーボンニュートラルの促進に関する研究
前年度	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンプライシング、エネルギーtransition等、低炭素社会の実現やグリーントランスフォーメーション (GX) に資する社会システムの導入検討及び試験実証 ・脱炭素への貢献を目的としたカーボンリサイクル・グリーン水素・ブルー水素・アンモニア・メタン等の生成・利用を促進する研究 ・デジタル技術を活用したスマートシティ、スマートコミュニティ、スマート農業、交通輸送網、次世代インフラ等、持続可能な資源循環型の都市・地域づくりに関する研究 ・CO₂ の分離・貯蔵や有効活用 (CCUS)、及びネガティブエミッション等に関する要素技術 ・非エネルギー起源の温室効果ガス (CH₄、N₂O、HFC 等) の排出削減に資する研究 ・持続可能な航空燃料 (SAF) 及び輸送機械用合成燃料、運輸セクター分野の排出炭素ガス低減に貢献する研究

③生物資源分野「生物資源の持続可能な生産と利用に資する研究」

・研究課題の例を下記下線部のとおり追加・変更しました。(p.27,28)

今年度	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用な生物資源及び生物機能の評価・有効利用に関する研究(生物資源に由来する有用物質の探索・同定・生産等の生物多様性の利活用<ヒトへの創薬は含まない>、<u>昆虫や微生物等の生物機能を活用した循環型食料生産システム開発、等</u>) ・<u>新たな食資源(代替たんぱく質食品(動植物由来のたんぱく質)、ゲノム編集食品、細胞性食品)の生産及び利用、環境整備に関する研究</u>
前年度	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用資源を含む生物資源の評価・有効利用に関する研究(生物資源に由来する有用物質の探索・同定・生産等の生物多様性の利活用<ヒトへの創薬は含まない>)

3. 選考に関すること

(1) 2.9.3 利益相反マネジメントの実施

・利害関係者の条件を下記のとおりに変更しました。(p.37,38)

- a. 研究代表者等と親族関係にある者。
- b. 研究代表者等と大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又は研究代表者等が所属している大学若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関

与しているとみなされる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者。

- c. 研究代表者と同一の企業に所属している者又は研究代表者が所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者。
- d. 研究代表者等と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- e. 研究代表者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- f. 研究代表者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- g. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 2.10.2 留意事項

・下記下線部を追加しました。(p.41)

ー【地域バランス及び対象国について】

アフリカ地域や後発開発途上国、太平洋島嶼国を対象とした提案を歓迎します。なお、これらの国々においては、人材育成、現地調査の実施と分析、そして適正技術や問題即応技術の開発と適用が重要であり、それらの観点を含む取組を期待します。後発開発途上国では研究活動の持続性を確保するため、JICA 等の技術協力や研究提案者による SATREPS 事業終了後の活動計画など、中長期的な支援が必要な場合が多くあります。そこで、後発開発途上国を対象とした提案では、その提案時において中長期的支援の計画が存在することが望まれます。

・下記の内容を追加しました。(p.43)

ー【研究計画について】

地球規模課題の解決に当たっては、AI を始めとする新興技術の活用も推奨しますが、その際には、例えば AI における広島 AI プロセスのような、その利用に当たっての指針や規範に関する各国の取組を十分考慮してください。

<https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/>

4. 採択後に関すること

(1) 3.7 採択(条件付含む)された後の研究機関等の責務等

(および 5.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について)

・JST が指定する研究倫理教育プログラム又は教材の範囲を広げました。(p.53)

- ーI. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、以下のいずれかのプログラム

又は教材の履修を必須とします。

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック—」
- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修（研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。）

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。

5. ODA による技術協力について

(1) 4.3 技術協力プロジェクトとして重視されるポイント

- ・下記のポイントを記載しました。(p.57,58)
 - 1. 先方政府のニーズとの整合性
 - ・ 取り扱うテーマは先方政府において優先度、ニーズが高いものか
 - ・ 先方政府側の政策優先課題や現地の状況が案件の内容に適切に反映されているか。
 - 2. 日本の開発協力大綱及び国別開発協力方針等との整合性
 - ・ 日本の開発協力大綱、国別開発協力方針及び JICA グローバルアジェンダの内容に合致しているか。
 - 3. キャパシティディベロップメント
 - ・ 案件目標や将来的な上位目標の達成に向けて必要となる、相手国側の人材育成や組織能力向上に係る計画が含まれているか。
 - 4. 社会実装
 - ・ 事業の期間中及び終了後に実施する、社会実装に向けた活動計画(内容、時期と期間、予算、体制、手段、実現の用途等)が妥当か。国際頭脳循環の促進が図られるか。
- ※ 特に、相手国側研究機関以外が社会実装に関わる必要が認められる場合(「市場型」であれば、民間企業、経済・産業分野担当省庁等、「行政サービス型」であれば、制度を管轄する省庁等)、それら機関を含めて考えられているか。
- ※ 社会実装を担う相手国側の(特に若手の)人材育成計画が立てられているか。社会実装を担う関係機関自体の能力(行政への発言力、資金の確保等、自立的なプロジェクト実施能力等)の強化がなされる計画となっているか。

5. 相手国側研究機関の準備状況

- ・ 本事業の実施に必要な相手国側研究機関の負担事項(インフラ整備、予算確保、必要な機関の巻き込み)の担保状況あるいはその見通しが十分であるか。
- ・ これまでの調整・交流実績は十分あるか。

(2) 4.8 機材調達・機材供与について

- ・新たに項目を立て、下記の内容を記載しました。(p.67)

機材調達・機材供与の実施方法については、提案書作成の段階で、研究代表者所属機関内において必要な関係部署とも連絡を取りながら十分な検討をお願いいたします。不明点がありましたら、JICA までご相談ください。機材供与では、研究代表者所属機関が主体となって調達から輸送、据付までの業務を一貫して適法に実施することが求められます。詳細については、JICA のウェブサイトに掲載している、前述の「SATREPS プロジェクト実施の手引き」を参照ください。

6. その他 (p.77-)

(1) 5.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

- ・JST が指定する研究倫理教育プログラム又は教材の範囲を広げました。(p.77)

(2) 5.11 間接経費について

- ・間接経費の計画的かつ適正な執行や用途の透明性確保について追記しました。また、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」(令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に関する記載を追記しました。(p.86,87)

(3) 5.19 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- ・本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供輸出が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて確認を行う場合があることを追記しました。(p.92,93)

(4) 5.21.2 海外における安全対策及び研究者の安全に対する責任

- ・JICA の「国別安全対策措置(渡航措置及び行動規範)」に関する記載を追記しました。(p.95-97)

(5) 5.28.2 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」への回答・提出について

- ・体制整備等自己評価チェックリストの回答・提出に係る手続きは、JST から競争的研

究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があることを追記しました。(p.102,103)

(6) 5.29.2 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

- ・文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度9月30日(9月30日が土日祝日の場合は、直前の営業日)までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要であることを追記しました。(p.104)

(7) 5.29.3 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

- ・「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和7年度以降に新たに公募を開始する制度も含み、令和6年度以前に終了した制度においても対象となることを追記しました。(p. 105)

(8) 5.31 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

- ・e-Rad 上の情報について、JST が運営する JST プロジェクトデータベース(以下「PDB」、<https://projectdbjst.go.jp/>)及び研究課題統合検索(GRANTS、<https://grantsjst.go.jp/>)において公開すること、また、研究者から提出された研究成果報告書等のうち公開可能なものについては、PDBにおいて公開する可能性があることを追記しました。(p. 107)

(9) 5.34 JST からの特許出願について

- ・特許出願非公開制度について追記しました。(p. 108,109)

8. e-Rad による応募方法等について

(1) 6.2 e-Rad を利用した応募方法

- ・「リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無」の登録について記載しました。(p.111,112)

(応募方法の詳細は別資料「e-Rad マニュアル(本プログラム提案者用補足資料)」参照)

9. Q&A・お問合せ

(1) 2.3 企業の参画について(p.118)

- ・下記質問を削除しました。

Q 企業等は研究代表機関になれますか。

A 公共性のある活動を行っている企業は研究代表機関になることができます。また、公共性

のある活動を行っていない企業は、大学等との共同提案であれば、研究代表機関になることができます。

10. 対象となる国(共同研究相手国) (p.126)

- ・イラン・イスラム共和国、ギニア共和国が対象に追加されました。
- ・後発開発途上国からブータンが外れました。

11. 提案書様式

(1) 様式 9 提案に当たっての調整状況の確認(p.149)

<安全対策>

- ・JICA 国別安全対策措置について設問 11 に追記しました。

<機材供与・技術提供>

- ・安全保障貿易管理について設問 18 を追加しました。

<SDGs 等への貢献について>

- ・JICA グローバルアジェンダについて設問 23 を追加しました。

以上